≪地方消費税率引き上げ分における使途について≫

平成26年4月、国と地方を合わせた消費税の税率が5％から8％に改正され、令和元年10月には当該税率が10％に改正されました。

これにより、消費税増税分の地方消費税交付金の歳入について、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の116第2項の規定により、『消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障経費）その他社会保障施策に要する経費に充てる』こととされております。

■利島村の令和８年度一般会計当初予算における地方消費税の充当状況は、つぎの通りです。

【当初予算】　　（千円）

	歳入見込額	うち一般財源分	うち社会保障財源分
地方消費税交付金	8,852	3,629	5,223

※予算書ベース　　（千円）

区分	対象経費	特定財源		地方消費税 社会保障分	一般財源
		国・都支出金	その他		
社会福祉総務費	145,753	99,591	10	2,451	43,701
老人福祉事費	45,176	1,162	2,970	1,551	39,493
児童福祉費	40,144	5,560	0	1,221	33,363
計	231,073	106,313	2,980	5,223	116,557